

山梨県公報

第二千九百九十二号

平成二十三年

十二月二十二日

木曜日

目次

保安林の指定の解除の予定……………八五七

道路の区域変更(五件)……………八五七

道路の供用開始……………八五九

建築基準法に基づく道路位置指定……………八五九

公告

一般競争入札について……………八五九

落札者の決定について……………八六一

人事委員会

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………八六一

教育委員会

山梨県立美術館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の一部を改正する規則……………八六一

教育次長等専決規程及び教育庁の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程の一部を改正する訓令……………八六一

告示

山梨県告示第五百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 (一) 解除に係る保安林の所在場所
- 笛吹市一宮町国分字経塚一―五二の一、一―六〇の一、一―六二の一、一―六三
- 三
- (二) 保安林として指定された目的
- 水害の防備

- (三) 解除の理由
- 公園用地とするため
- (一) 解除に係る保安林の所在場所
- 笛吹市一宮町国分字経塚一―五二の一、一―六〇の一、一―六二の一、一―六三
- 三
- (二) 保安林として指定された目的
- 公衆の保健
- (三) 解除の理由
- 公園用地とするため

山梨県告示第五百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
中央市乙黒字下河原七三四番の三地先から 中央市乙黒字下河原七六〇番の四地先まで	二・〇	二・〇	(メートル)	一一五・〇

山梨県告示第五百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所

所身延道路課において、この公告の日から平成二十四年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

- 山梨県知事 横内正明
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 雨畑大島線
 - 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新		
南巨摩郡早川町雨畑字ライセ一四五番の三 地先から 南巨摩郡早川町雨畑字ライセ一四〇番の 地先まで	旧 四・五 四・九	四・〇 二六・三	二二七・五
南巨摩郡早川町雨畑字ライセ一四五番の三 地先から 南巨摩郡早川町雨畑字ライセ一四〇番の 地先まで	新 四・五 四・九		
南巨摩郡早川町雨畑字ライセ一四五番の三 地先から 南巨摩郡早川町雨畑字ライセ一四〇番の 地先まで		四・〇 二六・三	二五〇・〇

山梨県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この公告の日から平成二十四年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

- 山梨県知事 横内正明
- 一 道路の種類 県道

- 山梨県知事 横内正明
- 二 路線名 富士川身延線
 - 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧		
南巨摩郡南部町井出字寺平一六六九番の九 地先から 南巨摩郡南部町井出字寺平一六六九番の九 地先まで	旧 六・〇 九・五	一〇・八 一五・〇	九五・〇
南巨摩郡南部町井出字寺平一六六九番の九 地先から 南巨摩郡南部町井出字寺平一六六九番の九 地先まで	新 一〇・八 一五・〇		

山梨県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この公告の日から平成二十四年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

- 山梨県知事 横内正明
- 一 道路の種類 一般国道
 - 二 路線名 四一一号
 - 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧		
甲州市塩山上粟生野字佐之川一〇五番の四 地先から 甲州市塩山上粟生野字前田一九〇番の三 地先まで	旧 二二・〇 一七・二	一四・九 二四・〇	一三三・〇
甲州市塩山上粟生野字佐之川一〇五番の四 地先から 甲州市塩山上粟生野字前田一九〇番の三 地先まで	新 一四・九 二四・〇		

山梨県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南巨摩郡身延町和田字奥田ノ澤八三二番の 三地先から 南巨摩郡身延町角打字南山二四三四番の八 地先まで	旧	九・〇〇 五五・一	四二〇・七
南巨摩郡身延町和田字奥田ノ澤八三二番の 三地先から 南巨摩郡身延町角打字南山二四三四番の八 地先まで	新	九・五〇 五五・一	四一八・一
南巨摩郡身延町和田字平林五七六番の二四 地先から 南巨摩郡身延町角打字南山二四三四番の八 地先まで		九・五〇 七六・四	七五三・〇

山梨県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	雨畑大島線	南巨摩郡早川町雨畑字ライセイ 四五番の三地先から 南巨摩郡早川町雨畑字ライセイ 四〇番の二地先まで	二四四・五	平成二十三年十二月十二日

山梨県告示第五百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日 平成二十三年十二月二十二日
- 二 指定道路の位置 甲斐市大下条字金ノ尾五百八十七番四
- 三 指定道路の幅員 最大幅員四・〇九メートル、最小幅員四・〇四メートル
- 四 指定道路の延長 三十三・九二メートル

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 購入物品の名称及び数量

情報処理実習装置 二式
購入物品の仕様等

2 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十四年三月二十三日

4 納入場所

知事が指定する場所（県立北杜高等学校及び県立甲府工業高等学校）

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

5 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できることを証明した者であること。

6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「情報機器」、「通信機器」のいずれかが登録されている者であること。

7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局
管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十四年一月五日（木）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を

除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の一の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十四年一月六日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の一の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年一月三十日（月）午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 違約金の有無

有

5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくな

った場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

7 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computers for Educational Use in High School Information Processing Classes 2 units

2 Date and time for tender

2:00 PM January 30, 2012

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamashashi Prefectural

Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashashi 400-8501 Japan

TEL055-223-1395

◎ 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る物品等の名称及び数量

木製書架他（特注） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十三年十一月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

キハラ株式会社 東京都千代田区神田駿河台三丁目五番地

五 落札金額

五千九十二万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年十月二十日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第三十一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。
第五号第二項第三号中「している職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二つ以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年十二月一日から適用する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十二号

山梨県立美術館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県立美術館処務規程及び山梨県立文学館処務規程の一部を改正する規則

（山梨県立美術館処務規程の一部改正）

第一条 山梨県立美術館処務規程（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号）の一部

を次のように改正する。

第八条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 自動販売機の設置に係る教育財産の貸付けに関すること。

（山梨県立文学館処務規程の一部改正）

第二条 山梨県立文学館処務規程（平成元年山梨県教育委員会規則第八号）の一部を次

のように改正する。

第八条中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 自動販売機の設置に係る教育財産の貸付けに関する事。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号

- 庁 中 一 般
- 教 育 事 務 所
- 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
- 県 立 図 書 館
- 県 立 美 術 館
- 県 立 博 物 館
- 県 立 考 古 博 物 館
- 県 立 文 学 館
- 県 総 合 教 育 セ ン タ ー
- 県 立 学 校

教育次長等専決規程及び教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県教育委員会

教 育 長 瀧 田 武 彦

教育次長等専決規程及び教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程の一部を改正する訓令

(教育次長等専決規程の一部改正)

第一条 教育次長等専決規程(昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第五条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 自動販売機の設置に係る教育財産の貸付けに関する事。

(教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程の一部改正)

第二条 教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程(昭和四十六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 自動販売機の設置に係る教育財産の貸付けに関する事。
附則
この訓令は、公布の日から施行する。